

松江市告示第 52 号

松江市福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成 18 年松江市告示第 426 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 月 29 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(協議事項)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による<u>協議が調った状態ではなくなったこと</u>に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(運営協議会の構成員)</u></p> <p>第 3 条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第 4 条 <u>運営協議会に会長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>会長は、運営協議会を代表し、会務を総括するとともに、議長となる。</u></p> <p>3 <u>会長に事故がある場合には、あらかじめ</u></p>	<p>(協議事項)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による<u>合意の解除</u>に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第 3 条 略</p> <p><u>2 運営協議会に会長をおき、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総括する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第 4 条 <u>運営協議会は、会長が議長となる。</u></p> <p>2 <u>運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。</u></p> <p>3 <u>運営協議会の議事は、出席委員の合意に</u></p>

会長が指名する者がその職務を代理する。

4 運営協議会の議決の方法は、出席委員の合意により決定する。ただし、協議が調わない場合においては、出席委員の中でその議決方法を決定するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成 18 年 9 月 15 日国自旅第 161 号)に定める「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」5. (4)会議等における検討プロセスに基づく協議結果は、運営協議会の議決があったものとする。

6 会長は、必要と認めるときは、書面により委員の意見を求め、その結果をもって運営協議会の議決に代えることができる。ただし、協議が調わない場合においては、委員の中でその議決方法を決定するものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

より決定する。

ただし、協議が調わない場合においては、出席委員の中でその議決方法を決定するものとする。

4 会長は、申請者その他運営協議会の協議にあたり必要と認める者をオブザーバーとして出席させることができる。

附 則

この告示は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。